

千葉市地域商業活性化支援メニュー

令和7年度

本市の地域商業を活性化するため、商店街利用者の利便性向上に資する環境整備や売上増を目指し創意工夫した取組みを行う、市内商業者の皆様、商業団体の方々に対する支援制度をご案内します。予算の範囲内となりますが、積極的なご利用・ご相談をお待ちしております。

(実際にご利用を希望する場合は、必ず問合せ先に詳細を確認するようお願いします。)

また、今後の取組みをご検討いただく際の参考として、市内商店街の様々な取組み事例を末尾でご紹介しておりますのでご参照ください。



◆商店街活動に対する支援

商店街共同施設整備事業 【産業支援課】

趣 旨 : 商店街の振興又は商店街来街者の安全・安心な環境維持のために、商業団体が実施する商店街共同施設整備事業に要する経費について補助金を交付します。

対 象 者 : 以下の要件を満たす商業団体。

- ・市内に主たる事業所を有すること。
- ・任意の商業団体は、会員の全部が市内に事業所を有しており、団体設立から1年以上を経過し相当の事業実績を有すること。

対象事業 : 商店街共同施設

アーチ、アーケード、防犯カメラ、カラー舗装、駐車場、放送設備、映像設備、その他市長が適当と認める施設をいう。

① 商店街共同施設の設置

補助対象経費	工事請負費（設置費）
補助率	2/3以内
補助限度額	2,000万円（但し、予算の範囲内）

② 商店街共同施設の修繕

補助対象経費	修繕料
補助率	1/2以内
補助限度額	1,000万円（但し、予算の範囲内）

留 意 点 : 土地取得及びこれに伴う移転補償、道路法、建築基準法その他法令に違反する施設、市の他の補助金等交付の対象施設など、その他市長が補助事業として不適当と認めるものは対象外となります。

問合せ先 : 産業支援課 経済振興班 電話 043-245-5277

商店街高度化事業 【産業支援課】

趣 旨 : 地域住民等のニーズや商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえた上で、地域経済の持続的な発展を図るために実施する商店街の中長期的発展及び自立化の促進に寄与する商店街施設的环境整備事業等に要する経費について補助金を交付します。

対 象 者 : 商店街振興組合、商店街協同組合

対象事業 : ① 研修会等設置事業（1～3年度事業）
事業趣旨に沿った事業推進体制の確立及び事業運営の円滑化を図るための研修会等を実施する事業。

補助対象経費	報償費、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料
補助率	1/2以内（補助期間3年間）
補助限度額	20万円/年（但し、予算の範囲内）

② 基本計画策定事業（1つの事業につき1カ年度まで）
事業趣旨に沿った基本計画を策定する事業。

補助対象経費	委託料（設計費を含む）
補助率	1/2以内
補助限度額	300万円（但し、予算の範囲内）

③ 実施計画策定事業（1つの事業につき1カ年度まで）
事業趣旨に沿った基本計画に基づく実施計画（基本設計を含む）を行う事業。

補助対象経費	委託料（設計費を含む）
補助率	1/2以内
補助限度額	200万円（但し、予算の範囲内）

④ 環境整備事業
事業趣旨に沿った基本計画及び実施計画に基づく商店街施設の建設等を行う事業。

補助対象経費	工事請負費（設計管理費、工事費）
補助率	1/2以内
補助限度額	2億円（但し、予算の範囲内）

留 意 点 : 特定企業の利益とみなされるもの、環境整備事業の総額が4,000万円以下のもの、道路法、建築基準法及びその他の法令に違反する事業、施設建設用地の取得、その他市長が補助事業として不適当と認めるものは対象外となります。

問合せ先 : 産業支援課 経済振興班 電話 043-245-5277

商店街街路灯補助金 【各区役所】

趣 旨 : 夜間の防犯及び商店街歩行者の安全な通行を図るため、商業団体が商店街の街路灯を管理（電気料）・修理・設置・撤去をする場合、その費用の一部を補助しています。

対 象 者 : 商店街振興組合、商店街協同組合及び任意の商業団体で区長が認める者で、以下の要件を満たす商業団体。

- ・市内に主たる事業所を有すること。
- ・任意の商業団体は、会員の全部が市内に事業所を有しており、団体設立から1年以上を経過し相当の事業実績を有すること。

対象事業 : ① 管理費補助金
 対象経費：街路灯の電気料
 補 助 率：75%

② 設置費補助金
 対象経費：街路灯の新規設置費用
 補 助 率：2/3（補助額上限は16万円）

③ 修理費補助金
 対象経費：街路灯の修理費用（基礎工事、塗装工事、LEDからLEDの電球交換、LED化するための電球交換に限る）
 補 助 率：1/2（補助額上限は、基礎工事2万円、塗装工事1万円、LEDからLEDの電球交換1万5千円、LED化するための電球交換2万5千円）

④ 撤去費補助金
 対象経費：街路灯の撤去費用
 補 助 率：1/2（補助額上限は4万円）
 （要件）

- ・設置から10年以上経過していること。（団体の解散に伴う場合は除く）
- ・道路法第2条第1項に規定する道路上に設置されている街路灯の場合は、当該道路の原形復旧に関して、道路管理者と事前に協議が完了していること。

申請窓口 : 中央区地域づくり支援課 221-2169
 花見川区地域づくり支援課 275-6224
 稲毛区地域づくり支援課 284-6107
 若葉区地域づくり支援課 233-8124
 緑区地域づくり支援課 292-8107
 美浜区地域づくり支援課 270-3124

地域活性化支援事業 【各区役所】

趣 旨 : 地域の生活課題の解決やまちづくりに向けた、区民の皆さんの主体的な取り組みに対し、活動資金の支援を行い、公益活動の推進と自立的、継続的な活動の発展を目指す制度です。

対 象 者 : 区ごとに条件や応募資格が設定されていますので、募集要項等でご確認ください。

＜参考：中央区＞

対象団体

町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、商業団体、大学の学生サークル等、区内で主体的にまちづくり活動を行う（予定の）団体

※政治・選挙・宗教活動、公益を害する恐れのある活動を行う団体などは除きます。

応募資格

申請団体は次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 1年以上継続して活動していること。又は今後1年以上継続して活動する見込みがあること。
- (2) 団体の事務所が千葉市内にあること（団体の事務所を有していない場合は、代表者が千葉市内に居住しているもの。）。
- (3) 当該団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）が、千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 団体の代表者は、未成年者ではないこと。（ただし、代表者が未成年者である団体において、当該支援事業の実施に関し、事業の申請までに書面にて保護者もしくは在学・在勤など所属する組織の承諾を得ている場合は除く。）

対象経費 : 各区役所にお問い合わせください。

	コース名	事業内容	補助金額（上限額）	次年度 募集時期 (目安)
中央 区	地域 づくり 活動支援	区内の地域課題の解決や魅力あるまちづくりに取り組むことを目的とした事業	<ul style="list-style-type: none"> ・上限 20 万円／年（単年度事業） ・上限 30 万円／年（継続事業） （補助対象期間内において合計 50 万円） ・補助期間 1～3年間 ※継続事業でも、毎年度の申請及び審査が必要 ・補助率 補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の 10/10 	12月 締切
	区テーマ 解決支援 事業	区が設定するテーマに基づいたまちづくりに取り組むことを目的とした事業	<ul style="list-style-type: none"> ・上限 50 万円／年（単年度事業） ・上限 50 万円／年（継続事業） （補助対象期間内において合計 150 万円） ・補助期間 1～3年間 ※継続事業でも、毎年度の申請及び審査が必要 ・補助率 補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の（1年目）10/10 （2年目）2/3 （3年目）1/2 	1月 締切
	地域拠点 支援事業 （令和6 年度は募 集なし）	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 大学等と連携 10/10 その他の場合 1/2 【家賃補助】 ・上限 120 万円（月額 10 万円） ・補助期間 最大3年間 ※継続事業でも、毎年度の申請及び審査が必要 【改装費及び事業開始経費補助】 ・上限 50 万円 ・補助期間 1 事業につき 1 回（初年度に限る） 	

	コース名	事業内容	補助金額（上限額）	次年度 募集時期 (目安)
花見川区	地域づくり活動支援	地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・上限30万円/年 ・補助期間 1～3年間 ※継続事業であっても、毎年度の申請及び審査が必要 	1月中旬締切
	区テーマ解決支援	区が設定するテーマに基づく、地域づくり活動事業		
稲毛区	地域活性化活動支援	地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> ・上限20万円/年 ・補助期間 1年間 ※3回を限度に申請が可能。 ※継続事業であっても、毎年度の申請及び審査が必要 	1月締切
	区テーマに基づく活動支援	区が設定するテーマに基づく活動支援		
	地域拠点支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備の支援 補助経費：家賃補助	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 市内の学生団体 10/10 その他団体 1/2 【家賃補助】 ・上限120万円（月額10万円） ・補助期間 1年間 ※活動支援に対する補助を受ける場合に限り3回を限度に申請が可能。 ただし毎年度の申請及び審査が必要。 ※設備補助はR7年度募集なし 	
若葉区	地域づくり活動支援	地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> ・上限20万円/年（2、3年目 上限10万円） ※最大連続3年間申請可 	12月締切
	区テーマ解決支援	区が設定するテーマに基づく活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・上限20万円/年（2、3年目 上限10万円） ※最大連続3年間申請可 	
	地域拠点支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 【改装費及び事業開始経費補助】 ・上限25万円 （学生等で構成される団体と連携する場合は50万円） 【家賃補助】 ※最大連続3年間申請可 ・上限60万円 （学生等で構成される団体と連携する場合は120万円） 	

	コース名	事業内容	補助金額（上限額）	次年度 募集時期 (目安)
緑区	地域づくり活動支援	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> 上限 20 万円/年 補助期間 同一事業について最大 3 年 ※毎年度の申請及び審査が必要 	1 月 締切
	区テーマ解決支援事業	区が設定するテーマに基づき、実施する活動	<ul style="list-style-type: none"> 上限 50 万円/年 区分 1 補助金対象額が 20 万円以下 補助金額 = 補助対象額 × 10 / 10 区分 2 補助金対象額が 20 万円超 補助金額 = 20 万円 + (補助対象経費 - 20 万円) × 1 / 2 補助期間 同一事業について最大 3 年 ※毎年度の申請及び審査が必要 	
	地域拠点支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備及び確保	<p>【改装費及び事業開始経費補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生等で構成される団体と連携する場合 上限 50 万円 補助率 10 / 10 上記以外の場合 上限 25 万円 補助率 1 / 2 補助期間 初年度の 1 回のみ <p>【家賃補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生等で構成される団体と連携する場合 上限 120 万円(10 万円/月) 補助率 10 / 10 上記以外の場合 上限 60 万円(5 万円/月) 補助率 1 / 2 補助期間 同一事業について最大 3 年 ※毎年度の申請及び審査が必要 	1 2 月 締切
美浜区	地域づくり活動支援	地域課題の解決や地域活性化に資する地域づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> 上限 20 万円/年 補助率 10 / 10 補助期間 区テーマ活動支援と合わせて最大 3 年 ※毎年度の申請及び審査が必要 	1 月下旬 締切
	区テーマ活動支援	区が設定するテーマに基づき、実施する活動	<ul style="list-style-type: none"> 上限 30 万円/年 補助率 10 / 10 補助期間 地域づくり活動支援と合わせて最大 3 年 ※毎年度の申請及び審査が必要 	
	地域拠点支援事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備	<p>【改装費及び事業開始経費補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生等で構成される団体と連携する場合 上限 50 万円 補助率 10 / 10 上記以外の場合 上限 25 万円 補助率 1 / 2 補助期間 1 事業につき初年度の 1 回のみ <p>【家賃補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生等で構成される団体と連携する場合 上限 60 万円(5 万円/月) 補助率 10 / 10 上記以外の場合 上限 30 万円(2.5 万円/月) 補助率 1 / 2 補助期間 最大 3 年 ※毎年度の申請及び審査が必要 ※新たに拠点を整備する場合に限る 	

※上表は令和 7 年度の内容です。

※各区により、コース内容、募集時期等が異なりますので、利用する場合は各区地域づくり支援課に確認ください。

【問合せ先】中央区地域づくり支援課	221-2105	花見川区地域づくり支援課	275-6203
稲毛区地域づくり支援課	284-6105	若葉区地域づくり支援課	233-8122
緑区地域づくり支援課	292-8105	美浜区地域づくり支援課	270-3122

◆市内商業者向けの支援

専門家派遣事業 【千葉市産業振興財団】

- 趣 旨 : 専門知識を有する専門家を活用して、個店の運営や経営面の問題解決を図ります。
- 対 象 者 : 千葉市内の個店
- 対象事業 : 個店の経営面での各種問題解決
- ① 派遣日数：3日～15日以内
 - ② 派遣費用：10,000円/日（受益者負担分）
- ※アドバイザーへの謝金額の1/2を財団が負担します。
- 問合せ先 : 産業創造課 電話 043-201-9506

商店街アドバイザー派遣事業 【千葉市産業振興財団】

- 趣 旨 : 専門知識を有する専門家を活用して、商店街等の運営や経営面の問題解決を図るほか、商業者の販売力向上に資する取組みに係る経費の一部を助成します。
- 対 象 者 : 千葉市内の商店街（商店街振興組合、商店街協同組合、任意組合等を含む）、商業者で構成される任意の団体
- 対象事業 : ① 商店街が活性化のために行おうとする各種事業の課題解決や商業者の販売力向上に資する取組みへの助言
- ・派遣日数：10日以内とします
 - ・派遣費用：5,000円/日（受益者負担分）
- ※アドバイザーへの謝金額の3/4を財団が負担します。
- ② 商店街や商業者の販売力向上に資する取組み（商品券・クーポン付き事業、スタンプラリー事業等）に係る経費の一部助成
- ・対 象 者：(1) 5者以上の商業者で構成される任意の団体(商店会を含む)
 - (2) 地域商業振興を目的とする事業協同組合
 - (3) 商店街振興組合
 - ・対象経費：報酬、賃金、旅費、広告費、委託料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料・賃借料、景品代、プレミアム商品券のプレミアム分
 - ・助 成 率：1/2（助成限度額は50万円）
 - ・募集期間：令和7年5月中旬～7月31日（木）※予定
- ※本助成金の活用には、アドバイザー派遣による助言を受けることを条件としています。
- 問合せ先 : 産業創造課 電話 043-201-9506

令和6年度商店街アドバイザー派遣事業（販売力向上に対する助成） 実施事例

①幕張ベイタウン商店街振興組合【美浜区】（幕張スタンプラリー）

商店街参加店舗、イベント協力店舗及びベイタウン朝市等のイベントでスタンプラリーを実施し、スタンプを一定数集めた人には抽選で、商店街等で使える商品券等を贈呈しました。

- ・概要 商店街参加店舗及びイベント協力店舗で買い物 スタンプ4つで1回の抽選
海浜幕張エリアで実施するイベントへの参加 スタンプ2つで1回の抽選

- ・景品 商店街で利用できる商品券（1,000円分）、
三井アウトレットパーク幕張で利用できる商品券（1万円分）など

利用可能店舗：幕張ベイタウン商店街加盟店 28店舗

イベント協力店舗：三井アウトレットパーク幕張、ワールドビジネスガーデン、幕張ハイパーク店舗など

- ・実施団体の意見、効果

物価が高騰し、消費者の消費意欲が減退する中、商品券はお買い物の「カンフル剤」となり、商店街内での売上増加につながりました。商品券の利用者は、「いつもより1,000円分多いお買い物」となる方が多かったため、客単価が上がる結果となりました。

また、事業実施前と比較して商店街LINEの

お友達登録者数も増加し、商店街の認知度向上への効果もありました。



②花見川団地商店街振興組合【花見川区】（歳末福引セール）

期間中、商店街で一定金額の買い物をした人にガラポン抽選券を配布し、当選者に商店街で使える商品券等を贈呈しました。

- ・概要 1,000円の購入で1回抽選（200円分の購入毎に補助券を1枚）

- ・景品 1等 Xmasケーキ、御節料理引換券
2等 商店街で利用できる商品券（5,000円分）
3等 商店街で利用できる商品券（3,000円分）など

参加店舗：花見川団地商店街加盟店 15店舗

- ・実施団体の意見、効果

年末年始の来街者を増やすべく、本事業を実施しました。

ガラポン抽選は、高齢者や子供たちに喜ばれ盛況となりました。また、商店街内で利用できる商品券を贈呈することにより、再度商店街に来店される効果もあり、実施した満足度は高いです。

さらに、アドバイザー派遣も活用した結果、集客・販売力向上に限らず、商店街エリアの防犯上の課題や会員の加入促進に向けた検討が進み、商店街全体の今後の在り方を見直すことが出来たので、大変有意義な取組みとなりました。



事業者育成に関する講座 【千葉市産業振興財団】

- 趣 旨 : 地域商業の活性化及び後継者育成のため、時流に即したテーマを設定するとともに体系的に習得できる実践的なセミナー「スキルアップ集中セミナー」を実施します。
- 対 象 者 : 千葉市内の事業者
- 開催時期 : 年1回程度開催
産業振興財団のホームページ、メルマガ等でお知らせします。
- 問合せ先 : 産業創造課 電話 043-201-9506

◆新たな商業の担い手支援

特定創業支援等事業 【産業支援課】

趣 旨 : 国の認定を受けて千葉市が実施する「特定創業支援等事業」は、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的としたもので、この認定者は、登録免許税の軽減等、各種の支援を受けることができます。

この事業の対象は、千葉市産業振興財団、千葉商工会議所、千葉県信用保証協会、実施する創業セミナー等となっています。

対 象 者 : 千葉市内で創業を目指す者（小売・飲食サービス業を含む）
認定条件 : 既定のセミナーの講義をすべて受講した場合に、市への申請に基づき、証明書が交付されます。実施時期等はお問い合わせください。

問合せ先 : 産業支援課 スタートアップ支援室 電話 043-245-5292

※QRコード読み取りでもアクセスいただけます。

ホームページ : <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/sougyoshienkeikaku.html>



千葉市創業支援補助金 【産業支援課】

趣 旨 : 創業を推進するため、特定創業支援等事業を受講した意欲ある市内創業者に対し、創業に必要な経費を補助します。

対 象 者 : 次に掲げる要件のいずれにも該当することが必要です。
①補助金交付申請時点で創業2年以内の創業者又は創業予定者。
②特定創業支援等事業（創業者向けセミナー等）の全日程を受講した創業者又は創業予定者（受講から2年以内）。

補 助 率 : 1/2

補助上限額 : 30万円

募集期間 : 令和7年4月11日（金）～ 令和7年12月25日（木）
※応募状況により、募集期間は早期終了する可能性があります。

問合せ先 : 産業支援課 スタートアップ支援室 電話 043-245-5292

※QRコード読み取りでもアクセスいただけます。

ホームページ :

<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2021sougyousiennhozyokin.html>



チャレンジ資金 【産業支援課】

融資対象者 : これから市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者、又は創業後5年未満の者。

融資限度額 : 3,500万円

融資期間（据置期間）: 運転 5年以内（6か月）
設備 7年以内（1年）

返済方法 : 元金均等 元利均等 期日一括

融 資 利 率 : 1年以内 年 1.3%以内
3年以内 年 1.5%以内
5年以内 年 1.7%以内
7年以内 年 2.0%以内

利子補給率 : 1.4%

信用保証 : 創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証制度

問合せ先 : 産業支援課 経営支援班 電話 043-245-5284

※融資条件等につきましては、ご利用される金融機関にお問い合わせ下さい

◆資金調達支援

振興資金 【産業支援課】

- 融資対象者 : 市内で事業を営む中小事業者又は事業組合
ただし、融資対象となる事業を1年以上継続して営んでいる者
- 融資限度額 : 2億円(うち運転資金は8,000万円)
- 融資期間(据置期間): 運転 7年以内(なし)
設備 15年以内(1年)
- 返済方法 : 元金均等 元利均等(設備のみ期日一括)
- 融資利率 : 1年以内 年 1.5%以内
3年以内 年 1.7%以内
5年以内 年 1.9%以内
7年以内 年 2.2%以内
10年以内 年 2.4%以内
15年以内 年 2.7%以内
- 利子補給率 : 運転 0.0%
設備 0.8%(ただし上限は「融資利率 Δ 0.2%」)
- 信用保証 : 必要により普通保証
- 問合せ先 : 産業支援課 経営支援班 電話 043-245-5284
※融資条件等につきましては、ご利用される金融機関にお問い合わせ下さい

小規模事業資金 【産業支援課】

- 融資対象者 : 市内で事業を営む従業員20人(商業・サービス業は5人。ただし、宿泊業
娯楽業は除く。)以下の中小企業者。
- 融資限度額 : 2,000万円
- 融資期間(据置期間): 運転 7年以内(6か月)※期間1年以内の期日一括返済可
設備 10年以内(1年)
- 返済方法 : 元金均等 元利均等 期日一括
- 融資利率 : 1年以内 年 1.1%以内
3年以内 年 1.3%以内
5年以内 年 1.5%以内
7年以内 年 1.8%以内
10年以内 年 2.0%以内
- 利子補給率 : 0.8%(ただし上限は「融資利率 Δ 0.2%」)
- 信用保証 : 小口零細企業保証
- 問合せ先 : 産業支援課 経営支援班 電話 043-245-5284
※融資条件等につきましては、ご利用される金融機関にお問い合わせ下さい

SDGs推進支援制度 【産業支援課】

SDGsに関連するいずれかの認証等を取得した方が「チャレンジ資金」、「トライアル支援資金」、「振興資金」又は「小規模事業資金」を利用する場合、「利子補給率を+0.5%上乘せ(ただし、上限は融資利率-0.2%)」及び「融資利率の上限を-0.1%引き下げ」の優遇措置を適用します。

【優遇対象とする認証制度等】

- ①ちばSDGsパートナー登録制度 ②千葉県脱炭素推進パートナー支援制度(パートナープラス)
③千葉県健康づくり推進事業所認証制度(ブルークラス以上)
④えるぼし認定 ⑤くるみん認定 ⑥もにす認定

◆市内中小企業者（商業を含む）に対する支援

ICT 活用等生産性向上支援 【千葉市産業振興財団】

趣 旨 : 中小企業者の ICT 環境の構築を支援し、働き方改革や生産性の向上さらに企業価値の向上を図ります。

また、ICT 環境の構築とあわせて、新分野展開、業態転換、企業再建等の事業変革を伴う取り組みに対しては、対象経費を拡大することにより、成長力ある新たな事業活動の促進を図ります。

対 象 者 : 市内に本社若しくは事業所を置く中小企業者等

分類	タイプA	タイプB	(事業変革加算枠)
目的	クラウドサービスやソフトウェア等の活用により、短期的に課題の解決を図り、生産性の向上・働き方改革など、企業価値の向上を促進する	ICT を活用した大規模の業務効率化や事業の転換・変革に係る費用の助成により、中長期的に課題の解決を図り、生産性の向上・働き方改革など、企業価値の向上を促進する	タイプBによる取組みと合わせて、新分野展開、業態転換、企業再建等の事業変革を伴う場合に、対象経費を拡大することにより、成長力ある新たな事業活動を促進する
助成率	2/3 以内 (※一部経費については 1/3 以内)	2/3 以内 (※一部経費については 1/3 以内)	2/3 以内 (※一部経費については 1/3~1/2 以内)
上限額	500 千円	3,000 千円	500 千円
対象経費	(1) クラウドサービスの利用料、ソフトウェアの購入費、システムの設計費・構築費 (タイプAは必須) (2) インターネット通信のインフラ整備費、ソフトウェア等の保守業務の委託費 (3) コンサルティング費、従業員教育費、研修費 (4) 機器購入費、機器等のリース料 (5) 導入計画策定 (タイプBのみ)		(6) リース・レンタル費 ※ICT 関係機器以外も可 (7) 設備導入費 ※ICT 関係機器以外も可 (8) 改装工事費 (9) 開発費 (10) 広報費 (11) その他事業変革に係る経費

募集期間 : タイプA 随時募集

タイプB 公募期間未定

問合せ先 : 産業創造課 電話 043-201-9506

新規市場開拓支援 【千葉市産業振興財団】

趣 旨 : 中小企業者等の市場開拓・販路開拓のため、見本市・商談会等への出展に係る経費の一部を助成し、販路拡大や販売力の強化を図ります。

対 象 者 : 市内に本社若しくは事業所を置く中小企業者等

対象経費 : 出展料等、映像コンテンツ制作費

助成額等 : 助成上限額：出展料、映像コンテンツ制作費それぞれ20万円 ※併給可

助成率：対象経費の1/2以内

問合せ先 : 産業創造課 電話 043-201-9506

ワンストップ相談窓口【千葉市産業振興財団】

千葉市産業振興財団では、無料相談窓口を設けております。

市内中小事業者や創業予定者の皆さまが抱える、経営や創業・人材採用・売上拡大などに関する様々な課題を一元的にお伺いし、高い専門性と豊富な経験を有するコーディネーター等が無料で適切なアドバイスを行います。

また、コーディネーター等が直接事業所を訪問し、経営課題等についてヒアリングした上で、事業発展に向けたご提案を行います。

どうぞお気軽にご相談ください。

相談時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末・年始を除く）

費用 : 無料

相談内容 : 「経営・技術相談」、「起業・創業」、「販路拡大」、「人材育成」、「価格転嫁」、「研究開発」、「補助金・助成金」、「知的財産」、「デザイン経営」

相談場所 : 千葉市産業振興財団（千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2 号館 8 階）

問合せ先 : 産業創造課 電話 043-201-9506 又は
お問い合わせフォーム (<https://www.chibashi-sangyo.or.jp/contact>) に
必要事項を記入し、送信してください。

中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金 【産業支援課】

趣 旨 : エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響で苦しい経営環境が続く中小企業者の事業継続を支援するため、市独自の支援金として、令和6年4月から令和7年3月までを対象とした「千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第3弾）」を実施します。

対 象 者 : ①から③のすべてに該当する中小企業者

① 令和6年4月から令和7年3月までの任意の1カ月において、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油の合計金額が3万円以上あること。

ただし、上記金額が3万円未満の場合は、原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃を含んだ合計金額が、令和6年4月から令和7年3月までの連続する3カ月において、月平均で50万円以上あること。

② 法人の場合 市内に本店（法人税の納税地）を有すること。

個人事業者の場合 市内に住所（住民票）を有すること、または市内に主たる事業所を有すること。

③ 今後も市内で事業継続する意思があること。

給付額 : 1者当たり5万円

申請期間 : 令和7年5月9日（金）～令和7年8月29日（金）まで（郵送の場合消印有効）

問合せ先 : 中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局 電話 043-227-2260

◆千葉県の支援メニュー

活性化推進事業（連携事業）

- 趣 旨 : 地域商業が抱える課題を解決するために複数の団体が連携して取り組む事業を支援します。
- 補助対象事業 : 地域商業が抱える課題を解決するために実施する地域商業活性化の取組であり、地域ならではの創意工夫や、新規的側面のある事業
- 対 象 者 : 商工会・商工会議所、商店街団体、NPO 法人等
 ※1：商業者を含む複数の団体によるグループであること。
 ※2：千葉市に所在する申請者が連携する主たる団体については、千葉市外での活動を十分に行っていること。
- 【連携の例】
- ・商店街団体と、他の団体（NPO法人、まちづくり会社、学校、観光協会等）による連携グループ
 - ・商店街同士の広域連携グループ
- 補 助 率 : 対象事業費の 2/3 以内
- 補助限度額 : 100万円
- 問合せ先 : 千葉県商工労働部経営支援課 商業振興班 電話 043-223-2824

要綱、申請様式については、千葉県 HP より閲覧・ダウンロードが可能です。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/challenge.html>

専門家派遣事業

○千葉県地域商業活性化コーディネーター派遣事業

- 趣 旨 : 地域商業の活性化に取り組む意欲はあるものの事業の具体化まで至っていない商店街やグループに専門家を派遣して、活性化に向けた勉強会の立ち上げや事業の実施に対するきめ細かい支援、活動の中心となるリーダーへのアドバイスを行います。
- 対象事業 : 商店街等のやる気の掘り起こし、活性化に向けた勉強会の立ち上げ、計画づくり
 （例：活性化の事例・支援制度の紹介、地域商業の課題の所在及び絞り込み、現状分析の手法、活性化に向けた方向性の具体化、計画づくりの方法など）
 計画に基づく事業実施に係るアドバイス
 （例：計画の具体的な進め方、留意点、実施体制づくり）
 事業継続に向けてのアドバイス、フォローアップ
- 対 象 者 : 商工会・商工会議所、商店街・商業者グループ等
- 回 数 : 年間10日以内（2か月に1回程度の派遣を想定）
- 費 用 : 無料（コーディネーターに対する謝金及び旅費（上限あり）を県が負担します。）
- 問合せ先 : 千葉県商工労働部経営支援課 商業振興班 電話 043-223-2824

○商店街アドバイザー派遣事業

- 趣 旨 : 商店街が実施する共同事業の企画や計画作りに対するアドバイスのため、千葉県商店街連合会では、中小企業診断士・商業デザイナー等の専門家を無料で派遣しています。
- 対象事業 : ・商店街の環境整備・施設設計・店舗改装
・イベント活動、組織化対策
・インターネットやマルチメディアの活用等
- 対 象 者 : 商店街団体の委員会・研究会
商店街団体の青年部、婦人部などが行う共同活動
商店街有志による小グループの活動等
- 費 用 : 無料
- 問合せ先 : 千葉県商店街連合会
千葉市中央区富士見 2-22-2 (千葉県中小企業団体中央会内)
電話 : 043-306-3284

商店街若手リーダー養成事業 (第28期ふさの国商い未来塾)

- 趣 旨 : 活力ある地域づくりを担うリーダーを養成する講座です
- 講座内容 : 全国各地で活躍している商店街やまちづくりのリーダー、商い未来塾 OB を迎え、実践的リーダー論、イベント手法等について学ぶとともに、県内外の先進商店街への視察や討論会等により具体的なマネジメント技法を習得します。
- 受講期間 : 令和7年8月頃～12月頃 (全10回)
※申込受付は令和7年5月頃から開始します。定員に達し次第、予告なく申込を締め切らせていただきます。
- 対 象 者 : ・商店街の若手経営者、後継者
・商業経営者
・商業を通じて地域の活性化に取り組む意欲のある方
- 費 用 : 無料
※視察研修及び交流会等に係る費用は実費負担となります。
- 問合せ先 : 千葉県中小企業団体中央会
千葉市中央区富士見 2 丁目 22 番 2 号 千葉中央駅前ビル 3 階
電話 043-306-3284

◆市内商店街の取組事例紹介

1 高齢者の買い物支援

<花見川団地商店街振興組合>

①「御用聞き」配達サービス

- ・自宅から外出することが困難な高齢者に対し、「御用聞き」の電話を入れて注文をとり、自宅まで配達するサービスを実施しています。電話をかけて注文配達をすることにより、安否確認にもつなげられており、令和5年度の利用会員数は22名となりました。

【活用した補助金制度】

- ・地域活性化支援事業（地域づくり活動支援事業）

②無料送迎サービス（お買物楽ら〜くキャリー支援隊）

- ・お米や飲料水など、重い荷物を家まで持っていきのが困難な人のためのサービスとして、有償ボランティアによる送迎用三輪自転車を使った無料送迎サービスを実施しています。



無料送迎自転車

2 多世代交流型コミュニティスペースの整備

<花見川団地商店街振興組合>

○お休み処「えがお」

令和5年に、千葉商科大学の学生と連携し、駄菓子屋スペースを併設したコミュニティスペースとして整備しました。

従来の高齢者のお休み処機能のほか、駄菓子販売等を通じた子供たちの憩いの場ともなり、多世代交流拠点として幅広い年齢層の方に利用されています。

【活用した補助金制度】

- ・地域活性化支援事業
- ・商店街共同施設整備事業

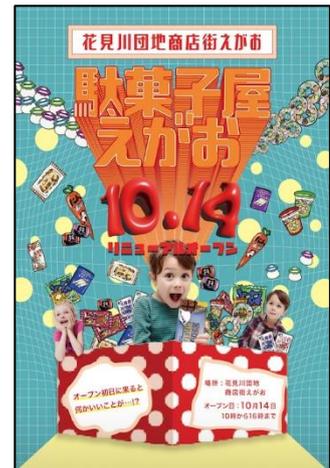


だかし屋 えがお

コミュニティスペースの
ロゴマーク



コミュニティスペース内でのイベント



コミュニティスペース
リニューアルチラシ (R5)

2 多世代交流型コミュニティスペースの整備

＜幕張ベイタウン商店街振興組合＞

○コミュニティスペース「絆」

商店街と地域住民が中心となり、地域イベントの開催や気軽に立ち寄れる憩いの場として活用されています。

「イベントスペース」「レンタルボックス」「シェアキッチン」としての機能を持ち、子供向けの体験教室やワークショップ、セミナーなど様々な企画を実施しています。



コミュニティスペースの
ロゴマーク



コミュニティスペース内の様子

3 地域イベントの開催

＜幕張ベイタウン商店街振興組合＞

○ベイタウン朝市

千葉で獲れる食材をより知ってもらうために、幕張ベイタウン商店街が2か月に1度企画しています。

当日は、県内で生産された新鮮な野菜、旬のフルーツ、特産品、水産加工品をはじめ、ベイタウンのお店でしか買えない逸品や、ベイタウンオリジナル商品などを扱うお店が並びます。

また、グリーンスローモビリティの試乗体験や季節に合わせたイベント等も実施し、多くの方で賑わいます。



ベイタウン朝市の様子

＜穴川商栄会＞

○穴川商栄会感謝祭

毎年5月に、地域住民や学生と連携し、商店街主催の地域交流イベント「穴川商栄会感謝祭」を開催しています。

当日は、出店やダンス・音楽イベントにより多くの方で賑わいます。穴川商栄会は、感謝祭のほかにも、盆踊りや穴川神社の節分祭など地域の子もたちとも楽しむ企画などにも取り組んでおり、地域商業の活性化及び地域住民の結束を図っています。



穴川商栄会感謝祭の様子

◆事業承継・引継ぎ支援

千葉県事業承継・引継ぎ支援センター

～事業の承継に関するご相談は千葉県事業承継・引継ぎ支援センターへ～

- ・事業承継・引継ぎ支援センターは国が設置した公的機関であり、全国47都道府県に開設。
- ・事業承継全般の相談を無料、秘密厳守でお受けしており、相談対応に当たる相談員は、親族内承継はもちろん、中小企業のM&A仲介業務の実務経験を十分に積んだ専門家です。
- ・公正中立な立場で豊富な経験に基いたアドバイスを行っており、事業承継、M&A、廃業をお考えの経営者の皆様から事業承継の課題やお悩みを安心してご相談いただける場となっております。

相談時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日、年末・年始を除く)

費用 : 無料

相談場所 : 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター

(千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館12階)

問合せ先 : 電話 043-305-5272 FAX 043-305-5273

【事業引継ぎまでの流れ】

- ・千葉県事業承継・引継ぎ支援センターへご相談いただくと、まず、現状の確認、課題の抽出整理を行います。
- ・そして弁護士・中小企業診断士・税理士などの専門家、金融機関や商工会議所などの各支援機関と連携して、円滑な事業引継をサポートします。

【事例紹介】

○飲食店の事例 <第三者承継>

- ・多くのファンをもつ日本そば店を長年経営してこられた事業主の方は、高齢化と後継者不在のため、身近な商工会議所を通じて引継ぎ支援センターに事業譲渡のご相談をされました。
- ・引継ぎ支援センターでは、ご希望に合う譲受先を幅広く探索し、マッチングの支援をしました。その後、複数の譲受先の中から創業を検討されている方との交渉が進展し、事業譲渡契約の締結に至りました。
- ・事業を譲渡された事業主の方は、店舗や設備を有効に活用できました。また、事業を譲受された方も経営資源を前の事業主の方から円滑に引継ぐことで、リスクを抑えながら長年の夢であったご自身のお店を開業することができました。

千葉市地域商業活性化支援メニュー
令和7年度

■ 問合せ先 ■

千葉市経済農政局経済部産業支援課
経済振興班

電話 : 043-245-5277

FAX : 043-245-5590

※内容は令和7年4月末時点のものになります。